

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けた 日本理学療法士協会・都道府県理学療法士会の対策



公益社団法人

日本理学療法士協会

Japanese Physical Therapy Association

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(概要)

1. 経済財政運営と改革の基本方針2018で閣議決定

- 国保と後期高齢者の保健事業の接続の必要性
- フレイル状態に着目した疾病予防の取組の必要性

2. 2020年4月1日に改正法施行

- 市町村が、介護の地域支援事業、国保の保健事業との一体的な取り組みを実施
- 広域連合は、広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定、専門職の person 費等の委託事業費を交付
- 三師会等の医療関係団体は、取り組み全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

協会のこれまでの取組みと経過

1. 一体的な実施の「医療専門職」に、理学療法士の記載は一切なく、リハビリテーション専門職の活動が埋もれていた。
2. 加藤厚生労働大臣に対し、一体的な実施に関する要望を提出。
3. リハビリテーションを考える議員連盟総会を開催し、理学療法士等を明示するよう要望。保険局長から、「令和2年度予算成立後に改めて示される案において、意見を反映できるか検討したい」との発言。
4. 理学療法士の参画が実現することとなり、3月●日に厚生労働省保険局高齢者医療課から都道府県及び広域連合宛てに通知(理学療法士等が明記されたもの)を発出。

都道府県理学療法士会の具体的な取組みについて（短期的）

- 日ごろの都道府県及び市町村との関係性のもと、事業を受託できるよう取り組む。
- 理学療法士等が記載されたことについては、都道府県や市町村に十分に伝わっていないため、まずは都道府県、市町村または広域連合への渉外活動を重点的に行う。

1. 都道府県、市町村、または広域連合に、以下の点を確認する。

- 現在の事業の継続性について、行政側はどのように考えていますか？
- 委託事業費の方向性をどのように考えられていますか？
- 2020年度に委託を受ける市町村は決まっていますか？

※ 現在の行政機関との関係性については都道府県によって様々であることから、どの行政機関に確認をするかについては問わない。

2. 行政に確認できた情報を、協会と共有する。

※ 第1四半期中(6月末まで)に実施することを目標とする。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析



- ①市町村は次の医療専門職を配置
- ・事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行うため、市町村に保健師等を配置
 - ・高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行うため、日常生活圏域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置

経費は広域連合が交付（保険料財源+特別調整交付金）

- 企画・調整・分析等を行う医療専門職の配置
- 日常生活圏域に医療専門職の配置等に要する費用（委託事業費）

保健事業

- ⑤国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

疾病予防・重症化予防

- ⑥社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

- ⑦医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

介護予防の事業等

生活機能の改善

- ⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

- ⑩市民自らが担い手となって、積極的に参画する機会の充実

かかりつけ医等

- ⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

高齢者

※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

- ⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
- ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
 - ・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
 - ・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析



①市町村は次の医療専門職を配置
 ・事業全体のコーディネーターや企画調整・分析を行うため、市町村に保健師等を配置
 ・高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行うため、日常生活圏域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置

経費は広域連合が交付（保険料財源＋特別調整交付金）
 ○企画・調整・分析等を行う医療専門職の配置
 ○日常生活圏域に医療専門職の配置等に要する費用（委託事業費）

高齢者

※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

保健事業

⑤国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

疾病予防・重症化予防

- ・健診結果等を活用した保健指導
- ・かかりつけ医と連携した疾病管理や重症化予防
- ・健康教育、健康相談、適切な受診勧奨等
- ・介護予防との一体的なフレイル予防（運動・栄養・口腔等）の取組

⑥社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

介護予防の事業等

生活機能の改善

⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

⑦医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

⑩市民自らが担い手となって、積極的に参画する機会の充実

かかりつけ医等

⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
 ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
 ・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
 ・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

【企画・調整等を担当する医療専門職】

市町村ごとに1人分の委託事業費を交付

正規職員を念頭(専従)
保健師等

(1) 事業の企画・調整等

- ・KDBシステムを活用した分析・健康課題の明確化
- ・庁内外の関係者間の調整、地域医療関係団体との連携
- ・事業全体の企画・立案・調整・分析
- ・通いの場等への関与に向けた事業計画の策定
- ・国保保健事業(重症化予防など)と連携した事業計画の策定
- ・かかりつけ医等との進捗状況等の共有

(2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

- ・医療、健診、介護情報等を整理・分析、重点課題の明確化
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の分析結果も活用して、地域健康課題の整理・分析
- ・医療・介護の情報を分析し、支援対象者の抽出と事業へのつなぎ



(3) 医療関係団体等との連絡調整

- ・事業の企画段階から相談等
- ・事業の実施後においても実施状況等について報告

【地域を担当する医療専門職】

日常生活圏域ごとに1人分の委託事業費を交付

常勤・非常勤いずれも可
保健師、管理栄養士、歯科衛生士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

※個別的支援と併せて、通いの場等への関与(ポピュレーションアプローチ)を実施

●高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

ア 低栄養防止・重症化予防の取組(かかりつけ医と連携したアウトリーチ支援)

- (a) 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導
- (b) 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導

イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握・受診勧奨等・必要なサービスへの接続

●通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

ア フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等取組等の健康教育・健康相談を実施

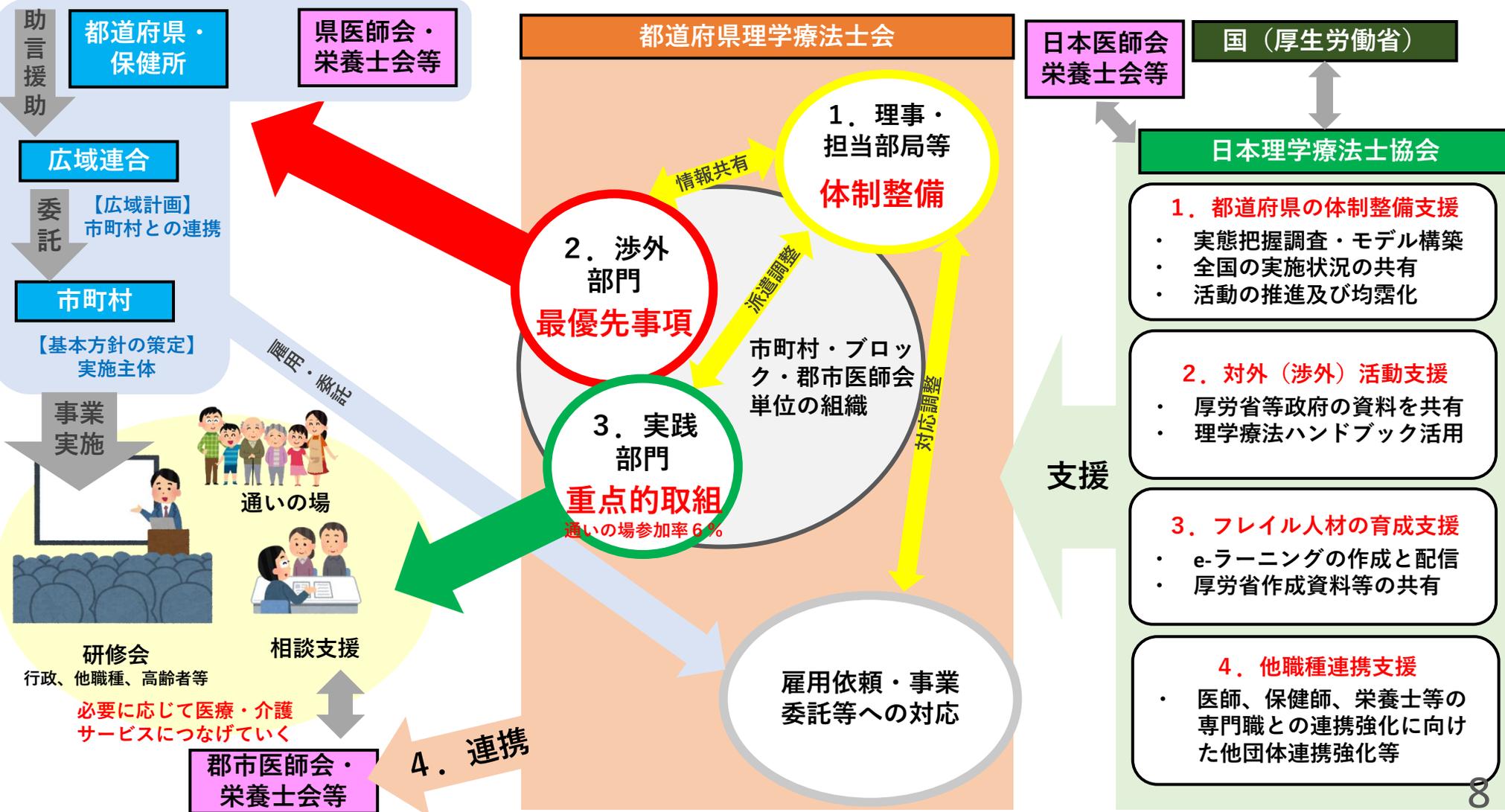
介護予防
(地域リハビリテーション活動支援事業等)の取組と一体的に実施

イ フレイル状態の高齢者を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援等を行う。

ウ 取組により把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨などを行う。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための取組イメージ

- 広域連合が定める広域計画と市町村が定める基本的な方針は、2019年に発出された厚生労働省の通知(7月5日)とガイドライン(10月16日)および医療専門職の解釈に関する通知(10月25日)に従って検討・作成作業が進んでいる。
- 一方で、この時点において、理学療法士は医療専門職に含まれていないことから、**まずは都道府県、広域連合および市町村担当者に対する渉外活動を、最優先事項として早急に展開する必要がある。**

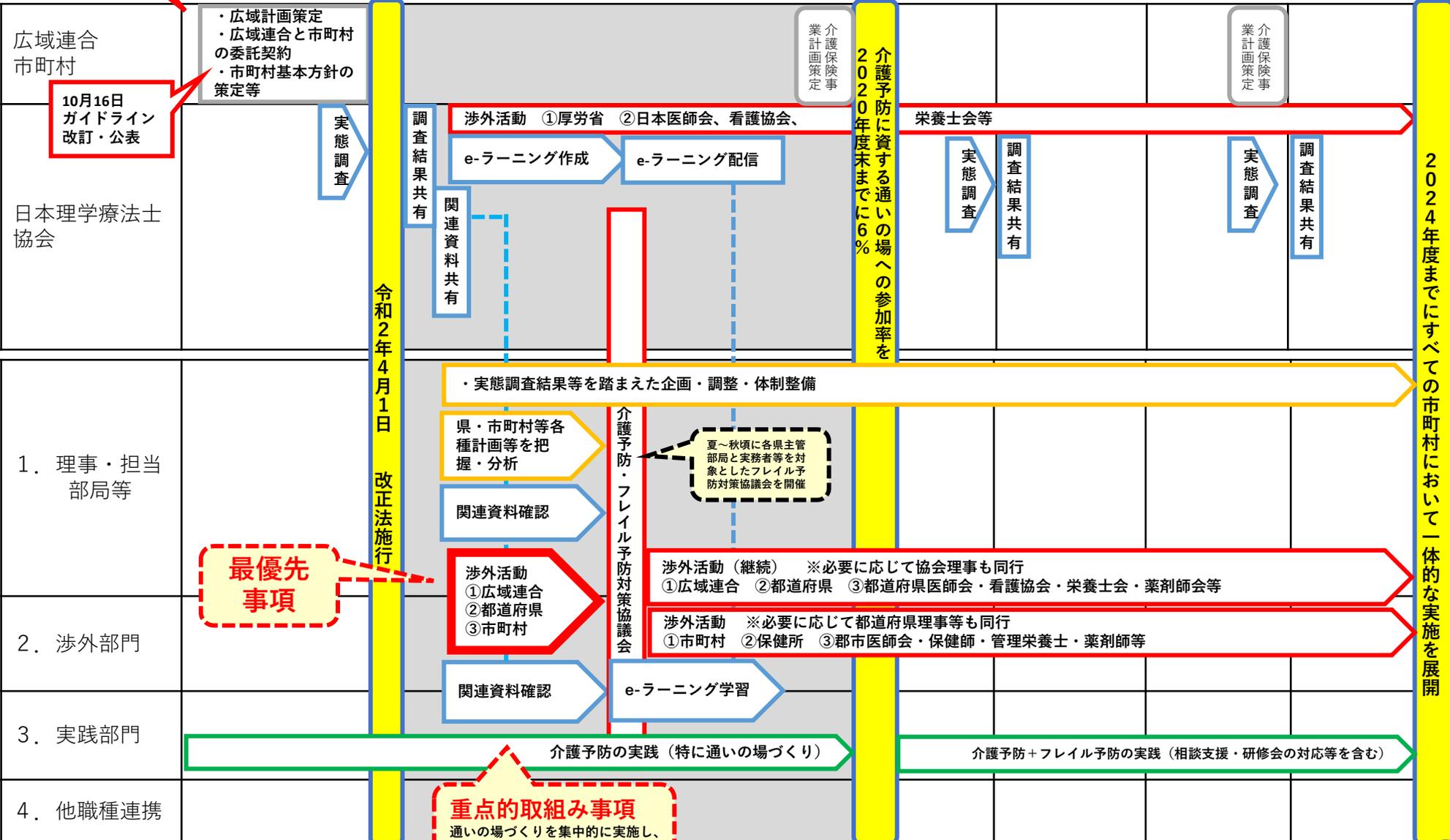


年度別アクションプラン（介護予防・フレイル予防）

7月5日
都道府県と広域
連合に事務連絡

10月16日
ガイドライン
改訂・公表

	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
--	--------------	--------------	-----------	-----------	-----------	-----------



重点的取組み事項
通いの場づくりを集中的に実施し、2020年度末までに6%を達成